

国保年金だより

10月1日より保険証の番号が替わります

国民健康保険証が更新され、10月1日から新しい保険証となります。今年、保険証の番号も替わりますので、ご注意ください。

現在使用中の国民健康保険証は、9月30日が有効期限となっています。新しい保険証は9月30日までに被保険者宅へ郵送します。保険証の色は、一般は「オレンジ色」、退職者は「青色」で引き続き同じ色となっています。

旧保険証は、市民課、もしくは最寄りの公民館へお返しください。

保険証番号の統一を図るため、保険証番号のカタカナの部分が0に替わります。(アルファベットの場合は9に替わります)

現在	改正
井勝 A001-0001	井勝 0001-0001
井勝 K002-0002	井勝 9002-0002
国保の番号は世帯全員同じ番号です。	



有効期限のご確認を

退職者医療制度加入のかた

- 10月2日以降3月1日までに75歳となられるかたは、老人医療に該当しますので、有効期限は誕生月の末日となっています。(ただし、11月1日生まれのかたは10月31日となります。)

- 誕生月翌月からは一般の保険証に切り替わります。誕生月に申請が必要となりますので、ご案内します。
- 平成20年4月1日から、65歳以上の退職者医療制度が廃止されますので、有効期限は平成20年3月31日となっています。3月中に一般の保険証を郵送します。

平成20年4月1日以前に75歳以上になつてきたかた、65歳以上で老人医療に該当されているかた

現在加入中の保険証は平成20年3月31日で使用できなくなります。有効期限は平成20年3月31日となっています。替わりに後期高齢者医療保険者証が3月中に配達記録証明で郵送されるので、ご注意ください。

平成20年4月2日以降75歳となる一般のかた

誕生日から、後期高齢者医療制度に加入しますので、誕生日の前日が有効期限となります。

年金Q&A

年金受給者の住所変更手続きについて

Q 私は、現在63歳で厚生年金をもらっています。夫婦2人暮らしです。実家のある田舎に引っ越しして老後を過ごそうと考えています。その際に市役所への転入届とは別に、社会保険庁にも住所の変更手続きが必要だと聞きました。また現在の年金受給口座も田舎にある金融機関に替えたいと思っています。どのような手続きをすればよいですか。

A 手続きには、「年金受給者権者住所・支払金融機関変更届」というハガキを使っています。このハガキで住所の変更と受取金融機関の変更が同時にできるようになっています。最寄りの社会保険事務所、市役所、金融機関の窓口にあります。ハガキには基礎年金番号と年金コード、生年月日、新住所、年金の受け取りを希望する金融機関の本人名義の口座番号(必ず金融機関で口座の確認印をもらうこと、住所のみ変更の場合は不要)、提出口を記入し、署名・押印をして新住所を管轄する社会保険事務所へ郵送します。

遺族年金の請求方法について

Q 私は、現在70歳になります。先月、夫が病気のため亡くなりました。夫は、約40年厚生年金に加入していましたので、年額280万円程の年金をもらっていました。私は、年額60万円程の国民年金をもらっています。遺族年金の請求について、どのような手続きをしたらよいでしょうか。

A 手続きは、住所を管轄する社会保険事務所で行います。提出する書類は、「未支給請求書・年金受給者死亡届」と「遺族給付裁定請求書」、「年金受給選択申出書」です(用紙は、社会保険事務所に備えてあります)。添付する書類は、「亡き夫の年金証書」「あなたの年金証書」「戸籍謄本」「住民票」「住民票の除票」「死亡診断書の写し」「あなたの所得証明」などです。勝山商工会議所で月2回行われる社会保険相談でも手続きができます。

また、今回受給できる遺族厚生年金は、年額180万円程と思われる、加えて現在受給している国民年金(老齢基礎年金)と両方を受給できます。

国民年金のお問い合わせ
 福井社会保険事務所(福井厚生年金会館裏) (☎0776-23-45118)
 国民年金、国民健康保険のお問い合わせ
 市民課 (☎内線2557・2558)

該当者	有効期限
退職者(H19.10.2~H20.3.1の間の75歳到達者)	誕生月の末日
退職者(H20.3.2以降75歳到達者)	H20.3.31
H20.3.1までに老人医療に該当したかた	H20.3.31
H20.4.2以降75歳到達者	誕生日の前日

高齢受給者証をお持ちのかたへ

8月に一斉更新しましたが、保険証の番号が替わりますので、再度、保険証と同封し郵送します。古い高齢受給者証は保険証と一緒に返還願います。

◎住民票が勝山市にないかた
 住民票が勝山市にないかたで保険証が必要かたは、10月1日以降に市民課で交付申請してください。

【申請に必要なもの】
 ▼就学中のかた 在学証明書等
 ▼長期にわたり住居を離れるかた 入所証明書(施設や寮入所の場合)
 ※卒業されているかたは、必ず市民課へ届けてください。国保税もかかったままとなっています

国保税の滞納にご注意

特別な事情がなく国民健康保険税を滞納すると、収納状況に応じて次のような措置が取られます。国保税は必ず納めましょう。

1. 納期限を過ぎても未納の場合、督促により納付をお願いしています。
2. それでも納めない場合、通常の保険証よりも有効期限が短い「短期被保険者証」が交付されます。
3. 納期限から1年間を過ぎ、特別な理由もない場合には、保険証に代えて「資格証明書」が交付されます。

これは国民健康保険の加入者であることを証明するだけのものです。医療機関にかかった場合、医療費は全額負担することになります。

一度「資格証明書」が交付されると、完納するか、滞納額が著しく減少した場合を除いて保険証は交付されません。ご注意ください。

夜間納税相談のご案内

お仕事などで日中、ご都合の悪いかたに対し、午後9時まで納税相談を行っています。

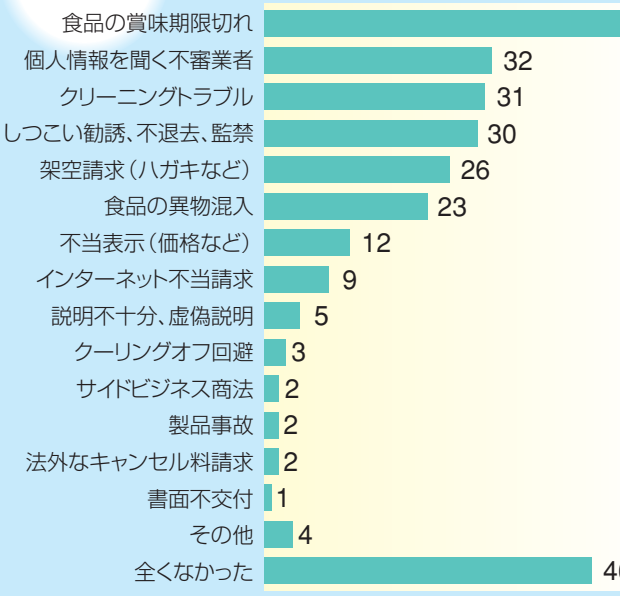
お気軽にご相談ください。なお、夜間相談希望のかたは**事前に**左記までご連絡ください。

申・問 税務課(☎内線241・242) 市民課(☎内線2557・2558)

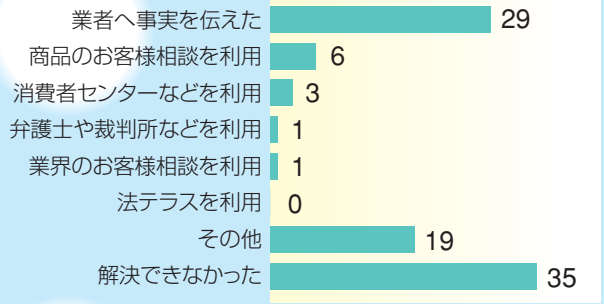
消費者センター情報

くらしの意識調査 ~消費生活トラブルの経験~
 (実施日：平成19年2月、回収156枚、複数回答あり)

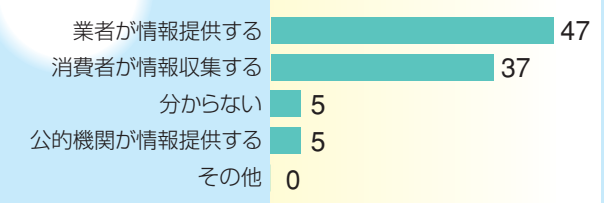
Q1 あなたとあなたのご家族に、平成18年4月からの1年間で下記のような経験がありますか



Q2 どのように解決しましたか



Q3 消費者と業者が対等な立場になるためには何が重要だと思いますか



調査の結果、回答者の約70%が何らかの消費生活トラブルを被っていることが分かりました。そのうちトラブルを解決できたのは約62%で、業者と消費者の立場は対等と答えたのは約58%という結果になりました。

問 消費者センター(☎内線256)